

和歌山大学無料職業紹介事業業務に係る個人情報適正管理取扱要項

制 定 平成15年 3月 6日

最終改正 平成28年 3月25日

- 第1 無料職業紹介事業において知り得た求職者における個人情報の取扱者(以下「取扱者」という。)は、学務課長とする。
- 第2 取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。また、公共職業安定所から個人情報の適正管理に関する講習等への出席依頼があった場合には、取扱者又は取扱者が指名した者が出席するものとする。
- 第3 取扱者は、個人の情報に関して求職者から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻及び所有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。
- 第4 求職者の個人情報に関して当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合は、誠意をもって適切な処理をしなければならない。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、学務課長とする。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第149号)

この改正要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1335号)

この改正要項は、平成24年5月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1801号)

この改正要項は、平成28年4月1日から施行する。